三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百十九　海上自衛隊佐伯基地分遣隊

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	
大分県佐伯市	鶴谷町三丁目三番三十七号	大分県佐伯市	駅前一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、春日町（次の図面に示す部分に限る。）、蟹田（次の図面に示す部分に限る。）、鶴谷町一丁目から三丁目まで、常盤東町（次の図面に示す部分に限る。）、中江町、長島町一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、西浜（次の図面に示す部分に限る。）、野岡町一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、東浜町、日の出町並びに平野町以外の次の図面に示す地域
大分県佐伯市	鶴谷町二丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	大分県佐伯市	大分県佐伯市鶴谷町二丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、鶴谷町三丁目三番三十七号、駅前一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、春日町（次の図面に示す部分に限る。）、蟹田（次の図面に示す部分に限る。）、鶴谷町一丁目から三丁目まで、常盤東町（次の図面に示す部分に限る。）、中江町、長島町一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、西浜（次の図面に示す部分に限る。）、野岡町一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、東浜町、日の出町並びに平野町以外の次の図面に示す地域
		大分県佐伯市	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と七に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域
			一　北緯三十二度五十八分二十二秒、東経百三十一度五十分十六秒の点 二　北緯三十二度五十八分四十九秒、東経百三十一度五十四分三十二秒の点 三　北緯三十二度五十八分五十二秒、東経百三十一度五十四分五十六秒の点 四　北緯三十二度五十八分四十秒、東経百三十一度五十五分二十八秒の点 五　北緯三十二度五十八分二十二秒、東経百三十一度五十五分三十六秒の点 六　北緯三十二度五十七分五十八秒、東経百三十一度五十五分三十六秒の点 七　北緯三十二度五十七分四十二秒、東経百三十一度五十五分二十四秒の点

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百二十　海上自衛隊呉弾薬整備補給所

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	
広島県江田島市	江田島町切串	広島県江田島市	江田島町及び江田島町切串一丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	広島県江田島市	広島県江田島市	江田島町（次の図面に示す部分に限る。）、江田島町切串一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び四丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに江田島町小用四丁目及び五丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
		広島県江田島市	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と八に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域
			一　北緯三十四度十七分十二秒、東経百三十二度二十八分十四秒の点 二　北緯三十四度十七分四十七秒、東経百三十二度二十八分三十三秒の点 三　北緯三十四度十七分四十八秒、東経百三十二度二十九分七秒の点 四　北緯三十四度十七分三十一秒、東経百三十二度二十九分四十九秒の点 五　北緯三十四度十七分〇秒、東経百三十二度三十分十二秒の点 六　北緯三十四度十六分〇秒、東経百三十二度三十分十七秒の点 七　北緯三十四度十六分〇秒、東経百三十二度三十分九秒の点 八　北緯三十四度十六分十秒、東経百三十二度二十九分五十二秒の点

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百二十一　海上自衛隊呉弾薬整備補給所大麗女弾薬庫

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域
広島県呉市	吉浦町字麗女
広島県呉市	若葉町（次の図面に示す部分に限る。）